○総合特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(第百八十三回国会平成二十五年六月十三日参議院内閣委員会附带決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共 団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、関係各府省との協 議を行い、速やかにその実現を図るよう取り組むこと。
- 二 総合特区制度、構造改革特区制度、復興特区制度が併存している現状に鑑み、地方 公共団体等の事務手続を効率化し、規制改革を一層推進するため、各制度における規 制の特例措置の活用の要望が寄せられた場合には、速やかに対応すること。
- 三 全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討すること。